

〔研究ノート〕

ポーランドの1956~57年

経済改革テーマ

竹浪祥一郎

I

周知のように、ソ連と東ヨーロッパ諸国では現在、程度の差こそあれ広範囲にわたる計画管理制度の改革が実施されている。この改革はこれまでの制度のたんなる手直しにとどまらないという点だけでなく、従来の制度の裏付けとなつた経済理論の改訂を迫るという意味でも、きわめて重要な意義をもつてゐる。当面の管理制度改革の問題に取組むことなしに、あるいはこの問題に目をつぶることによつては、社会主義経済学の発展をすすめることはできないであろう。

現在各国が当面している経済改革の問題がはじめて全面的に取上げられたのは、ユーゴスラヴィアを一応度外視すれば、¹⁾ ポーランドにおいてであつた。この国の1956年経済改革は政治的には「完全な主権と徹底的な民主化のために」のスローガンに表現される、社会生活全体にわたる改革の一部であるが、それ自体、社会主義的工業化の方式、計画作成方式、企業と中央機関の関係、企業内部の管理制度、農業集団化方式、対外経済関係などきわめて広範囲にわたるものであった。²⁾ この改革はその後の経過をみると、かならずしも完全に実施に移されたわけではなく、ジグザグの道をたどり、ばあいによっては逆転現象さえ生じたが、その全般的方向はポーランド経済の発展のなかで貫かれ、60年代にはいってからは他の多くの東ヨーロッパ諸国において同じ方向の改革が採用されるようになった。したが

ってポーランドの1956～57年改革は現在の各国の計画管理制度改革の先駆的なものということができよう。

ポーランドにおける改革の特徴の1つは、改革の立案に多数の経済学者が参画したことであった。そのことは「国民経済の基本問題を詳細に科学的に分析し、経済政策の指令を適切に作成することを目的として」56年秋に経済学者と経済専門家なる諮問機関である閣僚会議付属経済会議 (Rada Ekonomiczna przy Radzie Ministrów) が設置されたこと (1956年11月13日付国会決議による) に表わされている。

発足当時の構成は不明であるが、1958年初めごろの人員構成はつきのようなものであった。

議長 オスカ・ランゲ

副議長（常任） Cz・ボブロフスキ（現ワルシャワ大学教授）

副議長 E. プシチュウコフスキ, K. セツォムスキ（現計画副委員会副議長、ワルシャワ中央計画統計大学教授）、E. リピンスキ、W. ブルス（前ワルシャワ大学教授）、M. カレツキ（現ワルシャワ中央計画統計大学教授）。

会議の普通メンバー29人のなかにもイェンドリホフスキ副首相、シル副首相らとならんで、J. テピヒト（現農業経済研究所教授）、J. パイエストカ（現ワルシャワ大学教授、計画研究所長、ポーランド経済学会会長）など多くの経済学者が加わっていた。

経済会議は

- 1) 国民経済の組織および管理方法の基本原則の改善のための作業の実施
- 2) 経済政策の原則および方法にかんする意見具申
- 3) 個々の国民経済部門の経済研究の実施と系統的な国民経済概観の作成
- 4) 研究施設・官庁調査機関のおこなう経済研究の発議とこれらの研究成果の利用

をその任務としていた(1956年12月1日付け閣僚会議決定第768号)。

会議はつきの諸委員会に分かれてその作業をおこなった。

経済モデル委員会 (委員長—O. ランゲ)

現状分析委員会 (委員長—Cz. ボブロフスキ)

工業委員会 (委員長—K. セツォムスキ)

商業委員会 (委員長—W. ブルス)

農業委員会 (委員長—E. プシチュウコフスキ)

労働および社会条件委員会 (委員長—E. リピンスキ)

会議がもっとも活発に活動したのは57, 58年であるが、おもな作業としてはつきのようなものがある。

- 1) 経済情勢の分析 (たとえば57年4月1日および58年4月1日現在で報告書を作成)
- 2) 経済モデルにかんするテーゼの作成
- 3) 価格改訂にかんするテーゼの作成
- 4) 計画化方式の改革にかんする問題
- 5) 賃金問題
- 6) 産業連関をとくに考慮した国民所得バランスの作成について発議³²⁾

II

経済会議にかんする、以上の簡単な説明だけで、この組織が50年代後半におけるポーランドの経済改革にいかに大きな役割をはたしたかを察することができよう。会議はたしかに閣僚会議(政府)の一諮問委員会にすぎなかった。そのメンバーはそれぞれの所属する機関(大学、研究所、政府機関など)の代弁者としてではなく、自分1人の見解をもって経済会議の活動に参加した。しかし会議のだした結論は大部分は閣僚会議によって採用され、現実の政策立案のための基礎となつたのである。

以下では会議の活動成果のもっとも重要なものの1つであった「経済モ

「モデル変更の若干の方向にかんするテーゼ」を原文に則してくわしく紹介するとともに若干のコメントを加えることにしよう。

なお、ここにいう経済モデル (model gospodarczy) とは、ふつうもちいられる経済理論モデルの意味、すなわちランゲのいう「抽象的諸法則が真理であるための条件およびそれらが一定の仕方で結びついているばあいの条件についての叙述」⁴⁾ の集合の意味ではなく、経済の機能様式の意味である。

テーゼは前文につづき

第1章 工業の中央計画化

第2章 企業と上部団体

第3章 工業の計画的指導の用具

第4章 実施の諸段階

の諸章からなっている。

前文ではまず、本テーゼが社会主义国営工業にかんするものであり（したがって協同組合セクターをふくまない）、この分野での経済モデル変更のための方針を樹立し、経済的および組織的な具体的改革の諸段階を確定しようとする試みであるとしている。ついで次の指摘はきわめて注目される。「モデル変更の必要性は、管理と計画化の方法が生産力の発展につれて進化しなければならないということから生じる。これまでにおかした誤りの訂正の必要とはべつに、ある段階の生産方式は他の段階では生産力発展の阻害となる。そのためこれをたえず改善していくかなければならない。」

テーゼ作成にあたって出発点となる、計画化全般にかんする一般的前提はつきのようなものであった。

1. 「中央計画化を深めいっそう高い段階に引上げることは、わが経済の正しい発展の主要な条件の1つである。計画化の改善に役立つのは、指標の数、仕上がりの詳細さや形式的なバランス化ではなくて、深い経済分析であり、精密な経済計算が可能でない経済現象の推移にかんする正し

い見通しである」

中央段階での計画化は次の点にとくに留意すべきである。

- a) 再生産過程、国民所得の蓄積部分と消費部分への配分の分析、経済諸部門間および諸地方間の均衡および経済的関連の分析
- b) 消費需要と消費の発展方向の分析
- c) もっとも効果的な技術的・経済的解決の選択という見地からの投資の経済効率の分析
- d) 輸出入の採算性の分析
- e) さまざまな住民層および集団のあいだの国民所得配分の分析
- f) 諸地域の条件および可能性の分析
- g) 人口論的過程と就業の推移の分析
- h) 国際分業の問題の分析
- i) 技術進歩の主要方向とそれにより生じる経済的变化と経済的相互関連の推移の分析

「経済発展の基本的指標としては国民所得の成長をとるべきである」。

2. 長期計画と短期計画について新しい見解が示されている。「長期計画を多年次経済発展方針の不断の改訂の原則と結びつけることは特別の意義をもっている。短期計画についてはその継続性の保障をめざし、とくに数年にわたる投資計画の作成、……生産周期の長い機械工場のための2年計画化の実施によって、1年を周期とする計画の否定的現象を一掃しなければならない」。ここにいわゆる2年計画化、すなわち年次計画の作成にあたって翌年度の概略の計画指標を同時に策定する方式は、1964年以降正式に採択、実施された。

3. 計画の指令的性格について、——「多年次および年次国民経済計画は指令的行為であり、すべての段階での経済指導機関を義務づける。国民経済計画の指令的性格はその課題をふつう企業にたいする計画命令によっておろすことを要求する」。そこでつきのものが必要となる。

a) 適宜に作成された経済的刺激と経済的用具、ならびに必要なところでは計画指令。指令の適用領域を大幅に縮小しつつ、具体的条件に最適の経済的な刺激・用具および指令を使用する。「刺激の適用領域を系統的に拡大し計画指令が細部にわたることを改める」という方針は計画の指令的性格の維持とともに現在もポーランド経済政策の基本方針の1つとなっている。

b) 計画実行に必要なだけに広い、上記諸手段の適用領域

c) 部門の特殊性や企業の性格を考慮にいれた経済組織形態

4. 企業の計画化にたいして適當な役割をあたえなければならない。企業における計画化の領域と形態は型にはまつるものでなく、中央計画化の類推に則したものであってはならない。

5. 工業指導機関は計画遂行のために「有効で弾力的な用具」を開発しなければならない。「これまでの一率で型にはまつた行政手段」ではだめである。そのようなものとして

——第1に経済的用具

——必要なところでは行政的手段も

——行政的・指令的でない、直接的接触を大幅に

6. 「国民経済指導の民主化のためには、計画の策定に従業員集団と労働者評議会、国民評議会、国会の積極的参加が必要である。経済生活を公開すること、ならびに諸機関が経済的選択の真の対象となる諸代案を十分に識別しうるように計画問題が定式化されることは、このような参加の条件である」。この方針は、企業の呼応計画の作成の権限、労働者評議会（のちにはまた労働者自治協議会）の活動、国民評議会と国会の5カ年計画および年次計画についての従来と異なった審議方式などの形で徐々に実現された。

第1章 工業の中央計画化

1. 「中央集権的決定の範囲は投資については生産についてよりも大きくあるべきであり、そのさい投資にかんする企業の自主性は従来よりはるかに広げられる」。

2. 「重要な工業投資の大部分は効率と多年次計画の選択による発展方向を考慮して中央で決定されなければならない。これらの投資は返済義務のない利子付融資によって資金供与されなければならない。」

企業に保障されるのは、

- a) 固定フォンド維持のための修理用資金の使用についての完全な自由
- b) 減価償却積立金の使用の自由。ただし全般的投資政策にしたがい、あるいは一定期間後に当該企業を廃棄処分にすることを考慮して、積立金の一部を控除ないし凍結することもありうる。
- c) 企業の自主的決定の枠内で補完・近代化投資などに利子付融資を利用する可能性

3. 中央段階での工業計画が当該部門ないし工業企業集団についてふくむべき指標としては

- a) 商品生産価額
- b) 純生産高価額

ほかに主要材料の量的生産高指標。価額はできるだけ計画期間に近い期間の価格により策定。

4. 「商品生産高およびそれに対応した純生産高を一定部門について策定するからといって、同じような指標を企業のための課題として策定することが目的にかなっているということにはならない。」この方式はポーランドの計画管理制度改革における「工業合同」の重視の構想につながっていくが、それはむしろもっとあと——1965年以降——のことである。

5. 企業に品種別課題を策定するのは、必要欠くべからざるばあい、とくに需要がすべて原料機械補給 (rozdzielnictwo、ロシア語のセリオヴォ・マテリアノエ・スナブジェニエ) に依存しているばあいにかぎる。

具体的条件に応じて

——完全な品種の策定

——主要品種の策定

——総生産額中での若干品種の価額の比率の策定

6. 原料機械補給の分野ではたえず縮小をめざしつつ、つづきの方針をとる。

- a) 不足とみとめられる主要原材料にかぎる。
- b) できるだけ潜在的不均衡を内にふくまぬバランスをつくるようにする。
- c) どんなばあいにも需要者と供給者の契約の意義を失わせぬように補給方式のさまざまな種類を設ける。
- d) 契約違反のばあいの制裁を重くし、さまざまの差をつける。

ここに述べられた原料機械補給方式の制限とその改革は、国内見本市の定期開催（春秋2回）などにみられる直接契約方式の奨励普及、原料資材入手方式の弾力化として実行にうつされている。

7. 「企業にたいして賃金フォンドを策定する方式は維持されなければならない。他の方式で代えられるばあいには、民間貨幣収支バランスの均衡を保つ必要がある。」この方向は現在にいたるまで守られており、最近のハンガリー、チェコスロヴァキアなどの新経済制度との大きな違いとなっている。すなわち、あの2カ国では賃金フォンドは上からの指令としてあらかじめ定められることなく、生産のための出費、国庫納付金を支払ったあとに残った部分は賃金ないし報賞金として従業員に支払われることになっている（累進所得税が課せられ、あるいは高級ないし中級管理職、肉体労働者などの別により受取額の上限が決められているが⁵³）。

第2章 企業と上部団体

A. 企 業

1. 「企業は最小の支出で社会の欲求を充足することを基本目的として、国民経済計画と結びついた自らの計画にもとづき、眞の独立採算制の条件のもとで活動する。上部機関の任務は、社会の利益と企業の利益との一致、ならびに企業の利益と従業員集団の利益の一致を保障するように企業活動の経済的諸条件をつくりだすことである。

企業は、その活動において指令があるところではこれを考慮しつつ、収益性の原則にしたがう。

計画指令による活動は経済的用具による活動にとって代わってはならないが、経済的用具だけでは不十分であるか、それが十分正確でないばあいには、これを助けなければならない。刺激と指令との矛盾した作用の可能性を取りのぞかなければならない。」

以上から、いくつかの留保条件をつけながら、指令的指導方式から経済的指導方式の転換が基本的に意図されていることが知られる。なお「計画指令の遂行たいして企業は職務上の責任を負う。」

また「総生産高指標は企業活動評価の主要な基準の役割をはたしえない」とことが確認された。

2. 「上部団体と企業のあいだの関係は厳密に規定されなければならない。」上部団体が企業の活動に介入できる範囲ははっきり規定される。

3. 「企業の自主性の範囲」はつきのとおり。

- a) 適切な固定フォンドの維持、管理、自己資金（減価償却積立金と利潤）ないし融資による投資。
- b) 販売および資材設備の補給の可能性を考慮に入れ、かつ計画指標（それがあるところでは）を守った生産計画化。
- c) 直接、ないし資材設備補給管理局をつうじての、あるいは上部団体所属関係団体を仲介としての資材設備補給業務。
- d) 団体協約にもとづく賃金フォンドの分配。
- e) 企業の処理にまかされた利潤の配分。

f) 企業の細部にわたる組織業務。

4. 企業の管理機関はつぎのとおり。

—「労働者自治の機関であり法律にしたがって活動する労働者評議会」

—「企業を指導し、国家と従業員にたいしての活動について責任を負い、外部にたいして企業を代表する企業長」

この項で労働者評議会が企業長より先にあげられている点は注目に値する。これは当時における労働者評議会にたいする一般的評価を反映している。たとえば経済会議議長であるランゲは労働者評議会全国大会の召集、「個々の社会主義経済部門の自治を代表する国会第二院の設置」を主張していた。もっともこれらは実現しなかったが。そしてまた58年には労働者自治協議会が新設され、労働者評議会はその一部分（執行的機能を有する）となった。

5. 「企業はその活動の経済的結果にたいして責任を負う。

経営状態がきわめて劣悪なばあいには管理部は解任、労働者評議会は解散され、強制管理が実施される。」

B. 上部機関と企業の協力

企業にたいする上部機関の働きかけは必要であるが、その機能は大幅な改革を要する。

1. 「企業がしかるべき上部機関に所属することは義務的である。適当な単位は大臣が決定する。このことは、省に直接に所属する自立的な企業の存在を排除するものではない。」

2. 企業の上部団体への結集は全工業統一の原則でなされるべきでなく、部門別原則のほかに生産協業上の関連が考慮されるべきである。

3. 組織的結合の程度は必要におうじてさまざまであるべきである。一上部団体に所属する企業は他の部門別団体の活動にも参加しうる。

4. 上部団体所属企業、省直轄企業も輸出、技術開発、訓練などでは共同活動をなしうる。

5. 「上部団体は、独立採算制、ないしそれらの団体にたいして所属企業の活動結果にたいする関心を生じさせる他の原則にもとづいて活動しなければならない。」しかしこの原則の完全な実行は第4回党大会（1965年7月）以降のことである。

6. 上部団体設置の方針

- a) 上部団体の活動範囲および管理の中央集権化の程度は部門ないし所属企業グループの具体的な事情によりさまざまであるべきである。
- b) 団体長のほかに参与会、統制機関、諮問機関をおく。
- c) 参与会には中央任命の人員（団体長、企業長）および必要におうじてその他の者がいる。

7. 地方的需要を扱う企業は国民評議会（地方機力機関）に所属する。

第3章 工業の計画的指導の用具

A. 工業従業員の物質的関心の刺激

1. 適切な刺激体系作成のための基本的的前提

- a) 経済的刺激を計画課題遂行指標と結びつける仕方をやめる。
- b) 刺激を企業活動の経済的結果と結びつける。ただし企業にかかわりない要因を除去。
- c) 物質的関心フォンド形成原則を数年間変更しない。
- d) この原則を簡単明瞭にする
- e) 一般原則を特殊事情に適用するにあたり、型にあつた仕方を避ける。

2. 賃金フォンドの大きさを従来のように総生産高でなく純生産高におうじて決定すべきである。賃金フォンドを超過したばあいには企業利潤（自己留保分）でまかなう。

3. 「賃金外の物質的関心のすべての形態の基本的源泉は、企業利潤への参加から生じるフォンドである。」

a) 「企業と国家とのあいだの利潤配分比率は、当該部門の経済的条件ないし企業の型および経済政策上の必要を考慮して明確にあらかじめ（数年間について）規定される。利潤参加による報酬の上限は短い過渡期をのぞいて定められない。」ここにいう、いわゆる「企業フォンド制度」はポーランドでは1950年から導入されていたものの、その大きさは賃金フォンド総額のわずか2.54%に制限され、使途もその半分までが個人の報賞金にあてられていたが、56年以後の改革で企業フォンドの大きさについての制限は徹廃され、個人報賞金が賃金フォンド総額の8.5%以下に制限されるだけとなつた。実績は部門別、企業別でちがうが、賃金フォンドの約7%が利潤から企業フォンドに組み入れられている。

b) 「利潤分配原則の変更は企業にかかわりない条件の変化にもとづいてのみおこなわれる。」

c) 「企業にたいしては、個々の部門および従業員間の分配原則作成の自由をふくめ、利潤参加によってえられる金額を使用する自由があたえられる。」

4. 「物質的関心の特殊な形態（賃金、利潤参加以外の）は明らかに例外的なばあいに、厳密に規定された目的にのみもちいられる。」

B. 價格と経済的用具としてのその役割

1. 價格の役割はきわめて重要である。
2. 價格体系を決定するにあたっての一般的方針

a) 「価格の水準および相互関係の決定にさいして、あたりばったりな仕方を完全にやめる。価格体系は、当該の生産および交換部面に存する眞の経済的諸条件を考慮しなければならない。とりわけ、国民所得などの分配比率をゆがめる单一の価値尺度として貨幣を利用することを不可能にする人為的な二重価格制度を生む、生産手段と消費手段のそれぞれ異なった価格形成原則の適用をやめなければならない。」

生産手段と消費手段の価格決定原則を同一にするかいなかはのちま

で激しい議論の対象となった問題で、「ポーランド経済モデル論争」につづく「価格論争」の重要なテーマとなった。実践的には、多くの改訂にもかかわらず、いまだお二重価格制度の要素が多分に残っているというべきであろう。

b) 「国家の統制ないし働きかけの外で価格が自然発生的に形成される」という構想を拒否する。同時に価格にたいする国家の働きかけは、

—— しかるべき国家機関による価格の直接的決定ないし価格計算原則の制定の形態に、あるいは

—— 生産および市場への働きかけによる価格の間接的規制の形態に表現されうる。

あれかこれかの形態の選択は一連の事情に依存するであろう。そのさい、基本的基準の一つは、企業の独占的立場を利用するあらゆる形態を取りのぞくことである。」

c) 「短期的、偶然的現象にたいする価格の反応としてではなく、価格の水準および関係を決定する経済的諸条件の永続的变化にたいする価格の適応として解された価格体系の必要な弾力性（国家がおよぼす影響にかかわりない）を保障する。」

3. 生産手段価格の全般的改革ができるだけ早い時期に実施する。改革にあたって考慮すべき契機は

a) 完全な生産費の正しい計算

b) 「国際取引に独自にあらわれる主要原料の世界価格の水準と価格関係」

c) 「当該生産物の総生産高の大部分を生産する企業の収益性の条件。価格の統一性が計画指令をあたえられた企業の収益性を客観的に保障しないばあいには、上部団体の段階で計算して特別の工場価格を制定しなければならない。いずれにしても、新価格体系は『計画的に赤字の』企業というカテゴリーを一掃しなければならない。」

d) 生産を需要に均衡させるうえでの価格の役割

4. 「消費財の価格体系の改訂方針の策定と生産手段の正しい価格体系の策定とは結びつけておこなわなければならない。

小売価格体系の改訂のためには、一般的経済均衡と消費者利益の完全な保護とを保障する条件が必要である。」

C. その他の経済的用具

「国家は価格政策のほかに、それと関連して、利子率とその他の信用・通貨政策の諸形態、租税政策、関税制度ないし輸出入係数制度などのような経済的用具をこれまでよりもはるかに大幅に利用しなければならない。」

2. 「利子率と融資返済条件の差別化とは、主として投資目的のための銀行融資の規模、方向、利用方法に影響するようもちいられなければならない。企業が効率の低い投資をおこなうことにたいする対策として、企業が銀行勘定に蓄えてた自己資金にたいして利子が支払われるべきである。」後者の預金利子支払方式は現在ブルガリアにおいて実施に移され、投資効率の低い企業の資金が効率の高い企業の投資にもちいられるのを促進している。

3. 「固定フォンドおよび流動フォンドの合理的管理条件の全体と費用および価格の正しい計算の原則の観点から、企業の処理にゆだねられた固定フォンドおよび流動フォンドの有償化 (oprocentowanie) の問題を考慮しなければならない。……

企業が独自におこなう投資のために減価償却積立金を利用しましたそのための資金を創設するという原則は、重要な経済的用具とならなければならない。」

周知のように、生産フォンドの有償化 (使用料の徴収) はソ連や東ヨーロッパの大部分の国すでに実施されている。ただしポーランドは現在はフォンド有償化は固定フォンドに限られるべきだという見解が支配的であり、実際にもそのような政策がとられている。

4. 「企業の経常的な利益と国民経済の長期的必要のあいだのある種の矛盾（急速な財政効果をもたらさない新製品の開発や技術進歩など）を解決するために、経済的用具がふつうにもちいられるだけでは十分でないばかりに利用される特殊フォンドを上部段階に創設することがのぞましい。」現在このようなフォンドは工業合同、省段階におかれている。

5. 「経済的用具が適切に働くためのきわめて本質的な要因は、上部工業団体の正しい活動方針であり、とくにこれらの団体が所管の企業の一般的経営結果にたいして関心をもつことである。」

第4章 実施の諸段階

「工業の指導および管理方法の変更は、変更の論理的結果と個々の措置の技術的準備および組織的実施のために必要な時間を考慮して実施されなければならない。」

1. 生産手段の価格体系の改革は基本的に1958年末までに完了。
2. 中央機関の再編成は57年下半期に開始、58年上半期に広範囲にわたり実施。
3. 上部機関の活動の改革と同時に企業に自主性を保障するための条件をととのえる。
4. 計画作成方法と実行手段を大幅に（初期は部分的に）変更。1957—58年につきのことを実施。
 - a) 自己資金による企業の自主的投資をふくむ新しい投資資金供与原則の実施。
 - b) 企業にたいする指令的生産指標は大幅に削減（ただし純生産高なし商品生産高のような一般的指標のほかに必要なところでは生産品目別指標をのこす）されるが、過渡期には総生産高指標をもちいてもよろしい。
 - c) 刺激を計画遂行指標と絶縁さるように報賞金方式を変更する。
 - d) 賃金フォンドの制限をのこす。ただし純生産高により修正するとい

う原則を採用。

e) 企業への計画課題割当は、企業指導部および労働者評議会がこれにたいして意見具申しうるような形にする。

「経済モデル変更の若干の方向にかんする」経済会議テーマは、全体として実施に移され、ポーランドにおける計画管理制度改革の主要部分となったということができよう。テーマと現実の政策との細部にわたる対比、農業その他の分野での改革についてはべつの機会に検討を加えることにしたい。

- 1) ソ連や東ヨーロッパ諸国の現在の経済改革とコミニオフルム脱退以後のユーゴスラビアの「新経済制度」のあいだには明らかに共通性があるが、同時に、切りはなして論すべき点もまた存することも確かであるように思われる。とくに最近数年間にユーゴスラビアでおこなわれた改革は他の東ヨーロッパ諸国とのそれと同日に論じえないものをふくんでいるかにみえる。「1965年以後の彼ら〔ユーゴスラビア人たち〕の構想は、経済学者が市場メカニズム適用の計画経済制度、あるいは簡単に非集中的制度とふつう定義しているものの限界をもはやこえている。(Symon Jakubowicz, Wegierski mechanizm, 『Zycie Warszawy』 Nr. 45 (21/II) 1968.)
- 2) 岡稔・山内一男・竹浪祥一郎『社会主義経済論』(筑摩書房, 1968年) 第3篇第9章を参照。
- 3) ポーランド最初の投人産出表(1957年につき作成)は O. ランゲ『計量経済学入門』(邦訳日本評論社, 1964年)に付録としてのっている。
- 4) O. ランゲ『政治経済学』, 第1巻, 邦訳, 合同出版社, 1964年, 109ページ
- 5) 前掲『社会主義経済論』, 283~290ページ。

参考文献

1. Maly slownik ekonomiczny, PWG, Warszawa 1958, Str. 607-608.
2. Mala encyklopedia ekonomiczna, PWE, Warszawa 1962, Str. 557
3. Rocznik polityczny i gospodarczy 1958, PWG, Warszawa 1958, Str. 96-97
4. Tezy Rady Ekonomicznej w sprawie niektórych kierunków zmian modelu gospodarczego, w ksiazce "Dyskusji o polskim modelu gospodarczym", Ksiazka i Wiedza, Warszawa 1957, Str. 261-277
5. Tezy Rady Ekonomicznej w sprawie zasad Kształtowania sie cen, w Ksiazce "Sporu o ceny", Cześć pierwsza, Ksiazka i Wiedza, Warszawa 1958, Str. 9-26